

歴史的建造物の保存等に関する制度の概要

参考資料4

行政所管	指定・登録等の別	種類	根拠法	管轄	所有者同意の要・不要	選定基準	指定や登録の対象		現状変更	保存等※の補助制度	建築基準法適用除外の対象となるか	指定・登録等件数 (R7.4.7現在)
							外観	内観				
文化財	指定	国宝/重要文化財	文化財保護法	文化庁	不要 (但し、実質的には要)	建造物及びその部分等のうち次のいずれかに該当するもの ☑意匠的又は技術的に優れたもの ☑歴史的又は学術的価値の高いもの (3)国/都道府県/市区町村の歴史や文化にとって意義の深いもの	●	●	許可制	有	○	10件 (うち国宝1件)
		都指定有形文化財	東京都文化財保護条例	東京都 (教育委員会)	要		●	●	許可制	有	○	4件
		区指定有形文化財	港区文化財保護条例	区 (図書文化財課)	要		●	●	許可制	有 (8割かつ予算の範囲内)	○	14件
	登録	国・登録有形文化財	文化財保護法	文化庁	要	建設後50年を経過しているもの、かつ以下の3つのうち1つにあてはまるもの (1)国土の歴史的景観に寄与しているもの (2)造形の規範となっているもの (3)再現することが容易でないもの	●		届出制	無 (但し、近年は観光庁の補助有)	×	18件
		区・登録文化財	港区文化財保護条例	区 (図書文化財課)	要	区の歴史及び文化を知る上で委員会が必要と認めたもの	●		届出制	無	×	6件
景観	選定	東京都選定歴史的建造物	東京都景観条例	東京都 (都市整備局)	要	歴史的な価値を有する建造物であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する建造物 (1)東京の歴史及び文化を特徴付けているもの (2)地域の象徴となっているもの (3)多くの都民に親しまれており、地域の個性を形成する核となっているもの	●		届出制	有	×	8件
	指定	景観重要建造物	景観法及び港区景観条例	区 (都市計画課)	意見の聴取が必要	道路その他の公共の場所から望見することのできる建造物のうち、以下のいずれかに該当するもの (1)地域のシンボルとして、広く区民に親しまれている建造物 (2)港区の自然、歴史、文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物 (3)地域の景観づくりの核となるなど、景観上、優れた特徴を誇る建造物 (※港区景観計画における指定の方針に基づく)	●		許可制	無	×	なし

出典 各種法令等を元に作成

※保存等:文化財に対しては「管理又は修理」、都選定歴史的建造物に対しては「保存又は歴史的景観の形成」